

人権が問題とされる気候変動訴訟においてカーボンニュートラルが持つ意味合い

日本学術振興会 特別研究員
総合地球環境学研究所 外来研究員
一原雅子

1. はじめに

2021年11月にグラスゴーで COP26が開催された当時、年限を伴うカーボンニュートラル（以下 CN とする）達成を宣言している国は150ヶ国を超えていた¹。背景には、同会議で成立したグラスゴー気候合意における1.5度目標の堅持や、IPCC 第6次報告書において人間活動が気候変動に寄与していることには疑いの余地がないとされたことなどがある。しかし、CN 達成宣言それ自体が直ちに法的拘束力を持つものではなく、かつ各国が CN 達成目標を前提に打ち出す温室効果ガス（以下 GHG とする）削減目標が必ずしも1.5度目標ないし2度目標達成の観点から十分な削減を導き出し得ないこともたびたびであった。そこで、目標達成を各国政府に義務付ける方法の1つとして、多くの国で気候変動訴訟が活用されてきた。そこでは、CN 達成を国に義務付ける法的な根拠として、国民が有する気候変動に関連する人権保障の要請が度々主張されてきている。換言すれば、CN 達成は国民の人権保障のために必要であり、それは CN 達成が気候変動の進行を緩和するからであって、気候変動の進行は国民の人権を脅かすために、緩和ないし阻止すべきものだからであるという認識が国際社会に浸透しつつある。この認識のうち、気候変動の進行が人権問題であるという部分を浸透させた要因²の1つもまた、気候変動訴訟の蓄積であった。

本稿ではこの関係を踏まえ、人権が問題とされる気候変動訴訟において CN 達成が持つ意味合いについて、過去の国内外における主要な事例を検証することを通じた解明を試みる。具体的には、2. でまず前提として、世界における気候変動訴訟の現状と、そのなかで人権が問題とされた気候変動訴訟の位置付けについて、系統的に分類・整理した先行研究を紹介しつつ説明する。3. では、海外で人権問題を争点として提起された気候変動訴訟の先例から、主要なものを4件紹介する。続く4. では、我々に身近である日本の気候変動訴訟について、やや詳しく扱う。5. では、ここまで説明してきた気候変動訴訟が国際人権文書に及ぼした波及効果について述べた後、その整理を受けて、CN が気候変動に関する人権との関係で持つ意味合いについて、類型化しつつ確認する。終わりに、今後の展望について若干の私見を述べる。

2. 人権が問題とされる気候変動訴訟

(1) 前提：気候変動訴訟の全体的な現状と経緯

気候変動訴訟は多様な定義を持つが、国連環境計画（UNEP）は「気候変動に対する緩和、適応及び気候科学に関する法または事実を主要な争点とする訴訟」とする（UNEP: 2020）。今世紀初頭頃から急増し、気候変動訴訟の主要なデータベースである Sabin center database³によれば、2022年10月現在、アメリカで1487件、アメリカ以外の国で626件がすでに提起されている。争点も多様で、かつ時期的な変遷があり、2021年

にイギリスの **Grantham Research Institute of Climate Change and the Environment** が公刊した気候変動訴訟に関する年次レポート（**Setzer & Higham: 2021**）は、以下に紹介する3期の時期区分を提示する。

まず、第1期（2007年まで）には主にアメリカとオーストラリアにおいて、政府に対し、GHG 排出規制等の環境基準制定を求める行政訴訟が中心的に提起された。この時期に提訴・判決があったアメリカの **Massachusetts v. EPA** 事件⁴では、自治体や環境保護団体等を含む原告らが、新規自動車からの温室効果排出ガス規制を求めるなかで、CO₂ が大気浄化法にいう大気汚染物質に含まれるとして、これを規制対象に含めるよう主張した。連邦最高裁判所は CO₂ がそれ自体毒性を直ちに有しないことを認めつつも、大気汚染物質に該当するとして、EPA に規制態様の修正を求めた。その際、EPA による規制が気候変動を緩和する意味での是正可能性（**redressability**）については、確実な是正は必要ではなく蓋然性を示すことで足りるとした。これは、CO₂ の排出源が世界中に散在する状況に照らせば、この結論を導くに不可欠な判断である。なおこの判示部分は後述のとおり、2015年にアメリカで提起された気候変動訴訟（**Juliana v. the United States**、詳細は後述 3. (2)参照）の審理過程における一決定で引用されている。この事件は大気浄化法の解釈が主な争点となったことから、通常、人権を争点とした気候変動訴訟には分類されないが、実質的にみれば、気候変動影響の人々の権利への影響をも考慮した連邦最高裁判所がこのような判決を出したともみられる⁵。

続く第2期（2007年から2015年）には、国際社会における野心的な気候変動対策への取組みの欠如を埋める手段として、欧米諸国を中心として、戦略的な裁判の利用が増加したとされる。**Native Village of Kivalina v. Exxon Mobil** 事件⁶では、北アラスカに位置する **Kivalina** 村に暮らす住民のイヌイットが、付近の氷の融解による洪水のため村に住めなくなってしまった被害について、気候変動影響が原因であるとして、大量の温室効果ガス排出に寄与する **Exxon Mobil** 社に不法行為に基づく損害賠償請求を行った。裁判所は、気候変動対策は政策で扱われるべき課題であって司法判断適合性を欠くとして、訴えを却下している。

その後の第3期（2015年から現在まで）について、報告書は、請求内容、当事者、提訴地等の多様化と訴訟件数のさらなる急増がみられたとする。2015年12月にパリ協定が締結され、締約国が自主的な排出削減目標を掲げたことで、国が当該目標達成のための適切な措置を講じたかどうかについて、法的な責任追及を行うことが容易になった側面もあって（**福田：2018**）、国の排出削減目標の妥当性を問う訴訟が増加した。この後取り上げる **Urgenda Foundation v. the State of the Netherlands**⁷ もその一例である。その他、近時は財産情報開示に適切に気候変動リスクを算入すべき責任を問うもの⁸ や、実際のGHG削減効果が僅少であるにも関わらず誇大表示をする企業活動等を **Green wash** ないし **Climate wash** にあたるとして責任を追及するもの⁹ 等の増加がみられる。また、ここまで多くの国で気候変動訴訟は気候変動対策を推し進める方向性を持つことが多かったが、近時は逆に、脱炭素等の気候変動対策による産業活動規制を財産権侵害として争うもの¹⁰ や、脱炭素社会への移行にあたって従前の職ないし待遇を失うものが、公正な移行（**Just Transition**）の一環として適切な代替雇用その他の保障を求めるものなどもみられる（後述 2. (4)参照）。この他、提訴国をみても、これまで欧米諸国が中心だったが、

第3期以降は新興国や途上国へも広がりを見せている (Setzer & Higham: 2021)。

(2) 人権問題を争点とする気候変動訴訟：背景と現状

今日の急速な気候変動が人間活動を主要因とすることはもはや疑いないとされる (IPCC: 2021)。このことは、気候変動の悪影響には人為の加害性という側面が認められるという認識につながる。だとすると、とりわけ GHG 排出には僅かな寄与しかしてない人々がその深刻な影響を受けること、またそういった影響を人々が受けないように配慮すべき国がその義務を怠ることは、気候正義の観点も含め、気候変動影響を人権問題と捉えるに十分な根拠となる¹¹。

しかしながら、そのような捉え方は従来必ずしも一般的ではなかった。気候変動の影響は地球全体を対象に漸進する性質を持ち、その顕在化の程度や内容も地域的時間的に多様である他、人の生命身体といった固有の利益との関連、または原因行為と結果発生間の法的な相当因果関係が必ずしも明瞭ではない。そのようななかで、気候変動影響に関連する人権問題を争点とする訴訟が明瞭に現れ出すのは、上記の時期区分でいうと第3期 (2015年以降現在まで) 以降である。背景には、2014年11月に IPCC 第5次報告書が公開され、上述のような気候変動の人為性への科学的確信の高まりと、気候変動影響の深刻な予測があった。これを受けて気候変動法制の整備が世界全体で進み、今日では世界のほぼすべての国家が何らかの気候変動法規制を設けている¹²。しかしながら、その多くはいまだ実効性が不十分で、具体的な法的義務をなんらかの主体に課す内容にはなっていない。そこで、気候法制に掲げられた目標や規範と現実の実施の不十分さの間の格差を埋める方途として、人権の援用が活用されることが増えたとされる¹³。その結果、人権法は、主要な争点とされるものもそうでないものも含めると、気候変動訴訟における主要な根拠法の1つとなるに至った。2022年10月現在、上述のデータベースには130件の事件が人権法関連の事件として登録されている。内、2005年から2014年までは年間1～3件にとどまるが、2015年には8件となり、2021年には44件に急増する。先述した Setzer & Higham: 2021では112件が抽出され、うち93件は政府を被告とする他、25件で気候変動政策を積極的に推し進める方向性を持つ判決がなされているという。地域的にみると、欧州でもっとも件数が多く北米、南米、アジア太平洋地域がこれに続く (図1)。この傾向について、欧州と南米には国家を超えた地域レベルの人権保障機関があり、環境保全目的の達成に人権の主張が活用されてきた経緯があることが指摘される¹⁴。

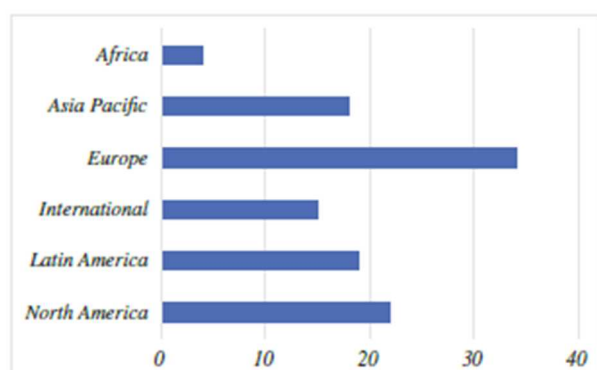


図1：人権問題を争点とする気候変動訴訟の地理的分布

(出典：Savaresi and Setzer (2022))

(3) 類型的整理

Savaresi and Setzer (2022) は、既述した Sabin center database 上に登録されている全ての訴訟から、人権問題が争われた気候変動訴訟112件を抽出し、複数の観点から分類を行っている（2021年5月時点）。

まず、気候変動対策との関係から見た訴えの内容については、緩和策のみを主張している事件が83件、適応策のみは9件、緩和策と適応策の双方に関連する主張を行っているものが20件とされる。いずれの場合も、気候変動影響の特徴として、いまだ深刻な被害が顕在化していない段階で訴えを提起するケースが多く、損害賠償は理屈上可能ではあるが実際にはなされることが少ない。代わりに、被告に気候変動対策のための具体的な行為を求めるものや、対策を講じないことが違法である旨の宣言を求めるもの、または気候変動を促進する行為の差止めを求めるケースが多い。

次に、訴訟全体において行われる議論のなかで気候変動問題が中心的な位置付けを持つか周辺的なものにとどまるか¹⁵については、前者が76件、後者が36件あるとする。これは、気候変動訴訟全体をみたときには気候変動問題が周辺的に議論される事件の方が現状多いことと対照的である。他方で、同じ112件を、人権問題が中心的に議論されているか周辺的かで見ると、75件が中心的であるとされることから、この分野においては気候変動問題と人権問題は密接に関連付けられて主張が展開されていることがうかがえる。

さらに、被告が国家その他の公的機関または企業かで見ると、大半が前者に分類される（93件）。これは、人権が基本的には国家との関係で問題となることに鑑みると自然な帰結だといえる。一方で、近時は企業の人権保障義務についての国際的認識が高まっている¹⁶ことも相まって、企業を被告とするものも増加傾向にある（表1および2を参照）。

表1：国家主体が負う、気候変動に関する人権についての保護義務（Savaresi and Setzer (2022) を参照し筆者作成）

権利の性質	訴えの分類		具体例等
実体的権利	積極的権利	新たな法規則の制定を求める訴え	Urgenda 事件（後述3. (1)）等
		既存の法規則の遵守・実施を求める訴え	Ashgar Leghari v. Federation of Pakistan et al. 1 等
	消極的権利	危害をもたらしうる活動への規制を求める訴え	Nature and Youth and Greenpeace Norway v. The Government of Norway 等
手続的権利	情報アクセス権に関わる訴え		Greenpeace Luxembourg v. Schneider 等
	参加に関わる訴え		Friends of the Irish Environment CLG v. Fingal County Council 等
	司法アクセスに関わる訴え		現状、具体例なし

表2：企業体が負う、気候変動に関する人権についての保護義務（Savaresi and Setzer (2022) を参照し筆者作成）

権利の性質	訴えの分類		具体例等
実体的権利	積極的権利	GHG 排出削減	Milieudéfensie 事件（後述 3. (4)）
		気候変動法規則の支持	フィリピンの国家人権委員会による化石燃料関連会社を対象とした調査報告 ¹⁷ 等
	消極的権利	危害をもたらしうる活動の抑制	Notre Affair à Tous and Others v. Total 等
手続的権利	情報公開		Development YES-Open-Pit Mines NO v. Group PZU S. A. 等
	影響を受けた当事者からの相談等への対応		現状、具体例なし
	苦情等届出手続きへのアクセス保障		現状、具体例なし

(4) 近時の傾向：公正な移行に関する類型

上述 2. (1) のとおり、従来の気候変動訴訟では、気候変動対策を積極的に推し進める方向性を持つ主張が行われることが主であった。近時はこれらと逆に、気候変動対策による権利侵害を訴えるタイプの主張を行うものも少数ながらみられる。なかでも、CN への移行の過程で従前の職を失ったり待遇の後退を受ける者がその適切な補償を求める、いわゆる公正な移行に関する訴訟も現れ出した。具体例として、フランスの企業である EDF がメキシコの原住民居住区に風力発電設備を建設するにあたり、当該原住民らがインフォームドコンセントの欠如を理由に欧州人権機関に、同社へのデュー・デリジェンスの実施命令を求めた事件がある¹⁸。また、アメリカでも太陽光発電設備の設置にあたり、実施地の原住民が事前の説明を十分に受けていないことを理由として人権侵害を訴えたケースがある¹⁹。

公正な移行に関する訴訟はいまだ件数が少ないため、大きな傾向を見て取ることはできないものの、先行研究の分析では、原住民の実体的権利および手続的権利の双方を含む人権に対する侵害がたびたび問題とされること、気候変動法制の促進が人権を侵害するような関係となっている点が特徴的であることなどが指摘されている²⁰。こういった傾向を受け、人権保障機関は CN 関連法制の整備にあたっては気候変動の影響を最も影響を受けやすい脆弱層の声を考慮する必要性を指摘²¹している。

3. 世界における先行事例

ここでは人権問題を争点とした世界の主要な先行事例について、上述の分類と対応する形で、順に具体例を紹介する²²。

(1) **Urgenda Foundation v. State of the Netherlands**²³（2013年提訴、オランダ）

オランダの環境保護団体である Urgenda 財団が、886名のオランダ国民の利益を代表して、国が従来掲げていた温室効果ガス削減目標（2020年までに対1990年比で30%）を20%まで引き下げたことを受け、目標値の引き上げ（40%、または少なくとも25%）を行うよう命じる判決を裁判所に求めて民事不法行為に基づく訴えを提訴した。原告が被侵害利益であると主張したのは、欧州人権条約（以下 ECHR とする）第2条（生命に対する権利）、第8条（私生活および家族生活が尊重される権利）であり、対応する侵害行為は、国が民法上、不文法上の義務として負う、国民に対する保護義務（Duty of Care）違反に基づく不法行為である。裁判所は三審を通じ、概ねこの主張を認めた。最高裁判所は政府に対し、2020年までに対1990年比で少なくとも25%の排出削減を実現するための適切な措置を講じるよう、一国の最高裁判所として初めて、政府に命じた。

原告の請求が認容されるには、①気候変動影響により人権侵害が生じていること、②国が当該侵害を救済するための措置を講じる義務を負うこと、③当該義務が不可能または不均衡な負担を国に課すものでないことが必要となる。この点、①について最高裁判決は、確立された事実および諸般の状況から、危険な気候変動の脅威は現実であり、オランダ国内の住民である現在世代には自身の生命や家族の生命や生活の破壊に立ち向かわざるを得ない深刻な危難が存在するとして、権利侵害を認定した。次に②について、最高裁は欧州人権裁判所による過去の判例上、ECHR が保障する権利侵害が自然災害により生じている場合であっても、権利侵害に対する現実で切迫した危険が存在し、国がこれを認識しているときには、国において適切な措置を講じる義務が生じるとした。そして、ここにいう「現実で切迫した危険」とは、真正で切迫した危険という意味であり、「切迫」とは、その危険が実現されるまでの期間が短期間でなければならないという意味での即時性をいうのではなく、むしろ、問題の危険がそれに巻き込まれる人々を直接脅かすという意味であるとした。さらに③については、当該義務は結果達成ないしその保障ではなく、その時点での合理的で適切な措置を講じる義務にとどまり、これらの措置によって危険を回避することができなかつたとしても、その事実だけで国の義務懈怠は肯定されない旨判示した。

(2) **Juliana v. the United States**（2015年提訴、アメリカ）

8歳から19歳までのこどもと若者21名が、気候科学者や環境保護団体の支援の下、連邦政府を被告として、不適切な気候変動対策が原告らの「安定した気候を享受する権利」を侵害していることの確認的判決と温室効果ガス排出削減計画の見直しを行う旨、被告に命じる命令的判決を求めて、オレゴン州連邦地方裁判所に訴えを提起した事件である。原告が被侵害利益であると主張したのは、合衆国憲法修正第5条（適正手続保障等）および第9条（人民の権利に関する一般条項）である。対応する国の義務として、原告らは、コモンロー上の公共信託原理（Public Trust Doctrine）に基づく信託財産としての安定した気候システムの劣化防止義務違反を主張した。

この訴訟は提訴後の大統領交代等もあって複雑な経緯をたどり、2020年1月に第9巡回区控訴裁判所が気候変動問題を政策問題であるとして、司法判断適合性を否定し請求を却下したが、なおも原告らは再度の審理見直しを求めて控訴し、本稿執筆時である2023年5月においてもなお係属中である。ここまで、原告らが主張する権利侵害については、

いまだ本案として審理されていない。しかし、2016年にオレゴン州地裁が連邦政府からの却下動議を否認した際、人権に関連する判断がいくつか示された。第1に、本事件で原告らが援用した適正手続違反の点について、国の気候変動対策が国民の参画手続の保障を顧みず決定・運用されている点が本件の争点であり、権利問題である以上は司法府の職域にある事件であるとして、被告が却下動議の理由として主張した司法判断適合性の欠如を否定した。第2に、国の気候変動対策と原告らの権利侵害の間の因果関係について、アメリカ合衆国が温室効果ガスの大量排出国である点や、政府が規制権限を適切に行使しないことが、かかる大量排出を許容することに繋がっているとし、因果関係は直接的なものである必要はなく、連鎖していれば足りるとした。第3に、国の規制による是正可能性について、記述のとおり2007年の *Massachusetts v. EPA* 事件の理由部分を引用し、これを認めている²⁴。

加えて、原告らが証拠開示制度 (*Discovery*) を活用して、米連邦政府が化石燃料産業を偏重し、これを保護するために様々な科学的知見を隠蔽、糊塗し、気候変動政策が急務であると警鐘を鳴らす科学者に圧力をかけてきた経緯等を明らかにしたことも重要である²⁵。

(3) *Neubauer et al. V, Germany* (2020年提訴、ドイツ)

11名の若者が環境保護団体の支援の下、ドイツ気候保護法が当時掲げていた温室効果ガス削減目標が、パリ協定の掲げる1.5度目標達成には不十分であるとして、憲法裁判所に削減目標の引き上げを申し立てた事件である。同時に2つの他のドイツ内の環境保護団体と若者ら、さらにはバングラデシュとネパールの若者らも同様の提訴を行ったため、裁判所はこれらの訴えを併合して審理した。ドイツは憲法裁判所を持ち、国が国民に対して負う基本権保護違反を直接訴えることが可能で、本件で申立人らが主張したのは、生命・身体に対する国の保護義務違反 (基本法20条 a) である。連邦憲法裁判所は、他国の原告による訴えについては却下したが、その他について、現行の気候保護法における2030年目標では、同年までに過大な温室効果ガスの排出を許容することとなり、1.5度目標を達成するためには同年以降、過酷な排出削減措置を採らざるを得ず、将来世代である申立人らの基本権が著しく制約されることになるとして、この点で基本権と相容れないと判断した。そのうえで、連邦議会に対し、遅くとも2022年末までに、2031年以降の削減目標を改定するよう命じた。この判断はカーボンバジェットという概念を理由の主要な根拠に用いた点と、現世代と将来世代を包括した世代間衡平の観点を判断に組み入れた点の2点において、とりわけ新規性を持つ。前者については、これまで気候変動訴訟の難点としてたびたび科学的知見の不確実性が指摘され、上述(1)の *Urgenda* 最高裁判決では科学的知見に依拠せず、その上に成立している各国政府の知見に対する合意を判断根拠としている (一原：2022)。将来世代の人権保障の必要性について、現存しない人の人権保障の正当化根拠を合意から導き出すことは不確実である以上、科学的知見に依拠することは適切であったと思われる²⁶。

(4) *Milieudefensie et al. v. Royal Dutch Shell pld.* (2019年提訴、オランダ)

オランダを拠点とする6つの環境保護団体とアフリカを拠点とする1つの環境保護団体、および17379名の市民が、いわゆる石油メジャーである *Royal Dutch Shell* を被告とし

て、Shellグループ全体から排出される温室効果ガス削減量について、2030年までに2019年比で45%、少なくとも25%の削減を命じる判決等を求めて提訴した。原告らが被侵害利益であると主張したのは、先述の Urgenda 事件と同様に、欧州人権条約（以下 ECHR とする）第2条（生命に対する権利）、第8条（私生活および家族生活が尊重される権利）、これに国際人権規約自由権規約上各々対応する条文である第6条および第17条である。対応する侵害行為についても、Urgenda 事件と同じ構成（民法上の不文法上の不法行為）が採られた。2021年5月、ハーグ地方裁判所は原告の請求を上限で認容し、Shellグループ全体からの温室効果ガス排出について2030年までに2019年で45%の削減を命じた。本件の被告は民間企業であり、人権規定の直接適用はできない事案であったが、裁判所は「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を含む複数の国際文書を引用し、Shellグループ全体からの温室効果ガス排出量がオランダを含む一国の排出量を上回るほど多様であることなどを指摘して、国が国民に対して負う保護義務に準ずる高度の義務を肯定した。

Royal Dutch Shell は本判決を受け控訴し、訴訟はなお継続中であるが、同時に同社は取締役環境保護活動に親和的な起業家を登用して経営体制を刷新²⁷するなど、今後の温室効果ガス排出削減への取組み強化を表明している。

4. 日本における事例

日本で気候変動が初めて法的紛争として争われたのは、2011年のシロクマ事件²⁸である。環境保護団体らがツバルの住民やシロクマをも原告に含め、一般電気事業者10社および電源開発を被告として、CO₂排出量を1990年比で29%以上削減することを求め、公害調停を申請した。原告らはここで被侵害利益として、温室効果ガスが人類にとって危険でないレベルで安定した大気組成のなかで生きる権利（気候享受権）を憲法13条の解釈として主張している。同委員会が却下決定を下したため、原告らは東京地裁に当該却下の取消訴訟を提起したが、東京地裁および東京高裁はこれを却下²⁹した。

その後、2011年の東日本大震災を経て、日本は電力供給不足の危機に直面し、経産省と環境省は2013年、局長級とりまとめ³⁰によって石炭火力発電所に係る環境影響評価基準を事実上大幅に緩和した。このため、国内における石炭火力発電所の建設・操業が急増し、事態を深刻視した環境保護団体・気候ネットワークの支援の下、以下4件の石炭火力発電所操業・増設等差止請求訴訟³¹が提起された。

(1) 仙台パワーステーション操業差止請求訴訟（2017年提訴、仙台）

石炭火力発電所である仙台パワーステーションの近隣住民ら124名が原告となり、同社を被告として、地球温暖化影響、大気汚染、近隣にある蒲生干潟の生物多様性の損失を理由とする人格権被害等を理由とし、不法行為に基づく操業差止請求訴訟を提起した。ただ、裁判長の訴訟指揮により、温暖化影響と生物多様性損失に伴う人格権侵害については、審理の早い段階で争点から除外されてしまったため、一審判決においては地球温暖化を理由とする人格権侵害に関する判示はなされなかった。また唯一残された大気汚染による人格権侵害についても、排出量が環境基準を順守していることを理由として、仙台地裁は請求を棄却³²している。原告1名が控訴したが、控訴審判決も控訴を棄却³³した。ただ、仙台

高裁は判決のなかで温暖化に関し、2050年カーボンニュートラル達成目標に言及したうえで、なおも本件発電所が国民生活のインフラとして相当程度の社会的有用性ないし公共性を有すると評価し、操業差止は認めなかった。

(2) 神戸製鋼石炭火力発電所増設等に係る民事差止請求訴訟 (2018年提訴、神戸)

神戸製鋼がすでに稼働させている石炭火力発電所2基付近に、新たに2基の新設発電所の設置を計画していることを受け、近隣住民ら40名が原告となり、新設発電所からのPM2.5等の排出に伴う大気汚染に基づく健康被害、およびCO₂等の大量排出に伴う気候変動の促進による平穏生活権侵害を理由として、①同社と、②同社が今後発電する電力について受給契約を締結している関西電力、③同社の完全子会社で係争発電所に係る権利関係を包括承継しているコベルコパワー神戸第2の3社を被告として、人格権に基づき民事不法行為に基づく差止請求訴訟を提起した。具体的には、①に対しては発電所の稼働についての差止請求、②に対しては神戸製鋼およびコベルコパワー神戸第2に対する発電指示の差止請求、③に対しては発電所建設および稼働の差止請求である。差止請求権の根拠として主張されたのは、伝統的な人格権と、人格権の一内容である平穏生活権から解釈上導かれる権利として原告らが有すると主張する、持続的に清浄な空気を呼吸して健康に安心して生活する権利（健康平穏生活権）と、気候変動の悪影響を最小化可能なレベルにして安定した気候を享受する権利（安定気候享受権）である。なお、この事件では原告らが審理の途中段階から、石炭火力発電所稼働の連体的差止義務を前提とした部分的差止請求を予備的請求として追加した³⁴。具体的には、既述の局長級とりまとめが行われた2013年の翌年にあたる2014年以降に日本国内に建設された13の石炭火力発電所建設および操業会社によるCO₂排出行為は、2007年にIPCC第4次報告書が公刊され、カーボン・バジェット概念も浸透するなかで、これを認識しつつあえて相互の新設計画を知りつつも協働して石炭火力発電を通じたCO₂の大量排出行為を行うという点で、強い関連共同性を持つ共同不法行為を構成するとする。また、少なくとも被告による排出行為と全国の他の石炭火力発電所による各CO₂排出行為との間には、限られたカーボン・バジェットの下で相互の排出行為を明確に認識しつつ自らも排出行為を行うという点で、弱い関連共同性が認められるとする。従って、これらの関連共同性を有する発電所群に含まれる各発電所は、排出行為について連体的差止義務を負うとする（民法719条類推適用）。そのうえで、IEA（国際エネルギー機関）による日本についての持続可能シナリオ等に依拠し、1.5度目標達を実現するためには日本は2030年までに石炭火力による電力量を急減させ、2040年にはほぼゼロとすべきだとして、2021年度から2040年度までの各年毎のCO₂許容排出量を直線的な段階的削減（フェーズアウト）を試算することで割り出し、具体的な数値を示して準備書面上に一覧表として示している³⁵。このような主張は、被告側において最低限削減すべき排出量を厳密に割り出したうえで当該部分のみを段階的な削減義務として提示する点で、被告がより採りやすい対応の選択肢を示す点で、世界の他の事例との比較においても稀有だといえる。また、裁判所としても、CO₂発電主体が被告以外にも多数あるなかで、被告のみに厳格な削減義務を課すことが狙い撃ち的な結果をもたらすとの批判をかわしうる点で、より受け入れやすい主張であるといえよう。

この間、世界ではグラスゴー気候合意による1.5度目標の堅持やIPCC第6次報告書の

公刊があり、国内では菅前首相による2050年 CN 達成宣言や2021年の地球温暖化対策法の改正等があった。こういった背景もあって、石炭火力発電所を取り巻く情勢は大きく変わっていた。また、民事訴訟における判決基準時は口頭弁論終結時³⁶であることから、これらの背景事情がどのように判決で考慮されるかが注目されていた。

2023年3月20日、2018年9月の提訴からおよそ5年半の後、神戸地裁判決が言い渡された。判決はまず、大気汚染による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求について判断した。そこではまず、人格権に基づく差止請求について、侵害事実または侵害の具体的危険の存在、もしくは生命、身体、健康は深刻な不安に曝され、平穩に生活する法益が侵害される場合について、人格権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として、当該侵害行為の差止めが可能であるというを求めることができるとする判断枠組みを提示した。その上で、伝統的人格権侵害と平穩生活権侵害を分け、まず前者について、係争発電所に係る環境影響評価において、環境基準が設定されている SO₂、NO₂、SPM 等の大気汚染物質については基準に適合していること、PM2.5は評価項目に含まれていないものの、現行の日本の環境影響評価手続きにおいてこれが評価項目・参考項目とされていない等の理由から、本件新設発電所の稼働により原告らの生命、身体、健康が侵害される具体的危険が存在するとは認められないと判断し、伝統的人格権に基づく差止を求めることはできないとした。続いて、平穩生活権侵害についても、既述の具体的危険が認められない事に加えて、本件アセス結果が公告・縦覧に供されていたこと等を指摘した。その上で、新設発電所の稼働によって、大気汚染物質により原告らに環境汚染による深刻な不安を生じさせるだけの客観的事実が存在しているとは認められないとして、平穩生活権侵害を認めなかった。

次に、温暖化による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求について、判決はまず原告らの従前の主張をうけ、温室効果ガス削減に向けた国内外の取組みについて、パリ協定、グラスゴー合意、日本における取組みに触れ、更に気候変動に関する科学的知見についても確認している。その上で、まず伝統的人格権に基づく差止請求の可否について、裁判所はまず、CO₂排出に起因する地球温暖化もまた人格権を侵害し得ることを認めた。しかし、温暖化が進んだ場合にその結果としての被害発生のおそれが現実化する確率や実際の災害の程度は発生場所について、様々な不確定要素に左右されるとして、「現時点において、原告らの生命、身体、健康に被害が生ずる具体的危険が生じていると認めることはできない」「地球全体の温暖化の危険性をもって、原告ら個人に生ずる具体的危険と同一視することはできない」と判示した。

また、判決は因果関係についても、原告らに生ずるおそれのある被害の発生を防止するには地球環境全体の温暖化を防止する以外に方法がないこと、新設発電所からの CO₂排出量が地球規模で見たときには0.02%にとどまること等を理由に、原告らに生ずるおそれのある被害と、本件新設発電所からの CO₂の排出との関係性は極めて希薄であるとした。そして、「人格権侵害に基づいて他者の社会経済的活動を差し止めるための因果関係を認めるためには、被害の発生を帰責できるだけの連関の強さが必要であると解するのが相当」であるとした他、CO₂排出源が多数存在する中で、その削減方法の選択・決定は本来的に政策的な観点から民主的過程によって行われるべきだとした。また国際的にも、各国において石炭火力発電所をどのように段階的に削減するかは各国の政策的判断に委ねられるとして、本件における相当因果関係を否定した。

続けて、平穩生活権侵害についても、上述のとおり具体的危険の存在が認められないことを指摘したうえで、「地球温暖化による被害についての原告らの不安は、不確定な将来の危機に対する不安であるというべき」として、平穩生活権侵害を否定した。

(3) 神戸製鋼石炭火力発電所増設等に係る行政差止請求訴訟 (2018年提訴、神戸)

上述(2)と同じ事実関係に基づき、12名の近隣住民等が原告となり、国を被告として、神戸製鋼が増設を計画する石炭火力発電所2基に係る環境影響評価書に対する確定通知³⁷が違法であると主張して、その取消を求めた行政訴訟である。4章冒頭で述べた通り、当時、石炭火力発電所に係る環境影響評価は、局長級とりまとめによって大幅に審査基準が緩和されていた。2015年のパリ協定締結および翌2016年の日本による批准の後、このとりまとめは一度みなおされたものの、結果的に従前どおりの緩和された基準が維持され、結果的にCO₂排出についてはパリ協定との整合性が審査されないまま環境影響評価書が国に認められてしまう状況となっていた。ている。本件評価書にも、新設発電所から排出がみこまれるCO₂の総量が年間692万トンであることは明記されていたが、経産省は確定通知を発出している。原告らはこの点について、本来考慮されるべきCO₂の累積的影響が適切に考慮されていない等として、実質的な違法性を争った。

一審である大阪地方裁判所は請求を一部認容、一部却下³⁸し、気候変動影響の人権侵害性について、原告適格の判断のなかで、「二酸化炭素の排出に起因する地球温暖化によって健康等に係る被害を受けるのが対象事業実施区域の周辺地域に居住する住民に限られるとか、その被害の程度が、居住地が対象事業実施区域に接近するにつれて増大するなどとは考えられない。すなわち、上記被害を受けないという利益は不特定多数の者が等しく享受するものであり、特定の個人において他から区別される程度に個別的にこれを享受しているとはいえない」「原告適格を基礎付けるのは法的利益の個別性であって、個々人に対する影響の大きさではない」として、その権利の個別性が十分でないという理由で、原告適格を基礎付けるだけの権利性がないと判断した。原告らは1名を除き控訴し、2022年4月26日、大阪高裁はこれを棄却した。その主な理由として、気候変動影響の人権侵害性について、現行の関連法上、これを個人の個別具体的利益と認めるだけの法的根拠は見当たらず、加えて、いまだ国内外の議論が成熟しているとはいえないと述べた。ただし同時に、今後の国内外の社会情勢の変化に伴い、権利性が肯定される可能性を否定するものではない、と、あえて判示している。この点で、仙台高裁の判決と比較したとき明らかな進展がみられる。原告らは上告したが、最高裁判所は2023年3月9日、上告について棄却し、上告受理申し立てについては不受理決定を行った。これにより高裁判決が確定し、本件訴訟は終了した。

(4) JERA 石炭火力発電所建設等差に係る民事差止請求訴訟 (2019年提訴、横須賀)

東京電力と中部電力が各々50%を出資する株式会社であるJERAが、いったん廃炉にした自己所有の石炭火力発電所の跡地に新たに新設を計画する石炭火力発電所について、45名の近隣住民らと、訴訟の途中から加わった3名の漁業従事者が原告となり、当該発電所の建設計画に係る環境影響評価に対して国が発出した確定通知が違法であるとして、その取消しを求めて提起した行政訴訟である。大枠は上述(3)の神戸の行政事件と同じ構成を

採るが、大きく異なるのは以下の2点である。第1に、気候変動影響による具体的な人権侵害として、発電所からの温排水を直接的な要因として含みつつ、世界全体で進行する温暖化影響も含む彼らの漁業への損失について、重要な生業手段という重大な利益を不可逆的な形で深刻に侵害される点で個別具体的な権利侵害があるとして、原告らには原告適格がある旨主張している³⁹。

第2に、JERAが実施した環境影響評価が「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」に依拠している点である。このガイドラインは2011年の東日本大震災による福島第一原発事故以降の脱原発依存の流れの中で、従前あった火力発電所との比較において、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業について、環境影響評価手続を迅速化・簡易化するものである。しかしながら、本件新設発電所の建設は、既存発電所が廃止された後約2年を経た後のことで、現地の大気状況はこの間大きく改善していた。また、2年間で発電技術も全体として大きく進展し、環境負荷も低減している。このような状況を前提に、原告らは、本件発電所は実質的に見れば、リプレースガイドラインが適用され得ないとして、環境影響評価書の違法性を争った⁴⁰。

2022年6月6日に結審した後に担当裁判官の異動による交代があったため、同年10月4日に再度期日が設けられたうえで再度の結審がなされた。

東京地裁は2023年1月27日、請求を棄却した。原告適格については、生業である漁業への温暖化の悪影響に関する点にはまったく触れず、本件新設発電所の稼働による排出量の増加によって、周辺地域に居住する者等の特定の者との関係で、原告らにおいて地球温暖化の進行に伴う被害が増大するとは認められないとした。その上で、本件確定通知の根拠法規である電気事業法と環境影響評価法は、温暖化の進行によって生じ得る被害を受けないという利益を個々人の個別的法益としても保護すべきものをする趣旨を含むとは解し得ないとして、原告適格を否定した。

また、リプレースガイドラインの適用についても、同ガイドラインが複数回にわたる専門家の検討を経て策定されている点で、内容を尊重すべきだとし、適用対象とされる事業がガイドラインの定める条件を満たす場合は、これを適用することが相当でないと認められる特段の事情がない限り、同ガイドラインが定める簡易化された手法によって環境影響評価に係る調査等を実施することができるとした。そして本件ではそのような特段の事情がないとして、本件環境影響評価は適法であり、これに対する確定通知も適法であるとした。

5. 考察：人権問題が争点とされる気候変動訴訟におけるCNの意味合い

(1) 気候変動に関する人権概念の浸透：国際人権文書への波及効果

気候変動影響と人権の関係は、ここまでみてきたとおり、多様な訴訟を通じて精練されてきた。とりわけ冒頭で述べた時期区分の第3期（2015年以降）に入って以降、その内実も多様化し、適用範囲も私人間に及ぶに至っている。このような背景の下、国連人権委員会は2021年10月「安全でクリーンで健康的で持続的な環境への権利」決議⁴¹を採択した。しかし、その後の2022年2月末に国連環境決議で「政治宣言」として発出された世界環境憲章では、期待されていた環境権の明文化は実現せず、その内容に関する宣言にとどまった。さりながらも、国連総会はなお、2022年7月、清浄で健康的、かつ持続可能な環

境を、賛成161票、棄権8票という圧倒的多数で決議した⁴²。気候変動影響がもたらしうる被害を人権侵害だと明確に位置付け、これまでの訴訟で主張されてきた安定気候享受権を明確に位置付け、安定気候享受権との関連を想起させる「清浄」「健康」の語が明記されている点や、この権利を保障するためのコミットメントを国家に義務付けている点からは、これらの決議には気候変動訴訟の蓄積の影響をうかがうことができる⁴³。

実際、国連人権高等弁務官事務所はここまで深く気候変動訴訟の動きに反応を示してきた。前述3.(1)の **Urgenda** 最高裁判決当日には、当日のうちに同判決を歓迎する旨のプレスリリースを発している。また、同事務所による特別報告書のなかで、アイルランドで提起された気候変動訴訟に関し、被告とされたアイルランド国は、温室効果ガス削減政策の適切な施行をしないことで、国民に対する人権保護義務を無視していること、この被侵害権利は気候変動影響が深刻化するなかで国際人権法上も権利として認められているものである旨の記述がなされた例⁴⁴もある。さらに、同事務所が公刊する **Fact Sheet 38号**⁴⁵では、気候変動訴訟が人権保護の観点から有する役割について、気候変動による深刻な影響を被っているすべての一般市民が、国家や企業に対して彼らの人権保護義務を無視していることについての説明責任を問いうる数少ない手段であるとの見解を示している。以上の事実から、人権問題を争点とした気候変動訴訟の蓄積が、国際文書における気候変動と人権の関係に関する認識を深化させてきた経緯がうかがえる。そしていずれは、これらの文書が翻って、世界の国々における気候変動訴訟において引用されたり、法的な根拠として主張される可能性がある⁴⁶。

(2) CN が持つ意味合い

以上のように、気候変動による深刻な影響が人権侵害をもたらす、逆にいえばこのような深刻な被害を受けない人権が国際的に認識されつつあることの背景に気候変動訴訟の蓄積があるとして、その気候変動訴訟においてたびたび主張の指針として活用されてきたのが CN の概念だった。すなわち、気候変動に関する人権侵害のない状態の必要条件として、年限を伴う CN の達成がいわば所与の前提とされてきたと評価しうる。

しかしながら、CN 達成が必要だとして、そこへの到達経路の在り方や、CN 達成の手段の相当性といった点については、近時ようやく幾分丁寧な再考がされ始めたところだといえよう。前者については、近時、公正な移行の観点に光を当てるような訴訟が少数ながら現れ出したことで、CN 達成に向かう行程における人権への配慮の必要性が問われるようになりつつある。また、後者については、2023年5月に成立した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(GX 法)において、従前の石炭火力発電所施設等を活用しつつアンモニア混焼など燃料転換を行うことが想定されているが、アンモニア生成地である輸入先では、グレーアンモニアは生成時に CO₂ を排出する。混焼で大量の NO_x が排出される懸念もある。他にも原発の最大限活用も計画されているが、原発事故が生じた場合の被害の大きさは、2011年の東日本大震災が示したところである。今後、CN 達成をこれまでどおり、気候変動に関する人権侵害のない、ある種の理想的な状態だと仮定するとしても、あらゆる人々に適切な人権上の配慮をしつつその状態に至るために、短期および長期の双方の視点からの人権への配慮が必要とされるといえよう。そもそも、CN が本来目指していたものについて立ち戻って考えてみると、それは人間社会を含む地

球環境の持続や豊かさだったはずである。CN はそのための手段に過ぎず、CN 達成そのものは目標ではない。

6. おわりに：今後の展望と課題

気候変動訴訟は、世界全体で見たときには今後、益々活発化していくとの見通しが多数示される⁴⁷。人権問題を争点とするものについても、これまで少数にとどまっていた民間企業を被告とするものについては、主張内容の多様化（情報開示請求、株主代表訴訟、グリーンウォッシュ等）とともに増えていくと見込まれている。ただ、日本は法律実務家数や経済的支援制度といったような訴訟資源が比較法的にも貧弱であり、国内で気候変動訴訟が増加するかどうかは見通しを立て難い。

ただ、気候変動訴訟が究極的に目指すものは適切な態様による気候変動対策の推進であって、その目的達成の観点からは、必ずしも訴訟の件数が増える必要はない。これまで国内で提起された4件の訴訟がもたらした社会的な影響は、部分的に若者世代にも届いている⁴⁸。また、近時国内でも気候市民会議等の熟議を通じた市民参画が活発になりつつある。こうした世論の高まりが、翻って裁判所への外圧となり、より適切な気候変動政策を押し進めるような判決が出されることが強く期待される。

[謝辞]

本稿のうち、神戸の気候変動訴訟に関しては、池田直樹弁護士団長、浅岡美恵弁護士をはじめ、弁護団の先生方、原告や関係者の皆様に多大なご教示をいただいた。また、島村健教授（神戸大学）にも、学会前に提出した予稿の段階でコメントを求め、ご対応いただいた。この場をお借りし、厚く御礼申し上げる。

[参考文献]（脚注で示したもの以外）

- United Nations Environmental Programme. 2020. *Global Climate Litigation Report: 2020 Status Review*. Nairobi: UNEP Publications.
- IPCC、2021. *AR6 Climate Change 2021: The Physical Science Basis*.
- Setzer, Joana and Higham Catherine. 2021. *Global trends in climate change litigation: 2021/2022 snapshot*. London: the Grantham Research Institute.
- Parker, Larissa, et al. 2022. “When the kids put climate change on trial: youth-focused rights-based climate litigation around the world”. *Journal of Human Rights and the Environment*, 13(1), p.64-89.
- Cima, Elena. 2022. The right to a healthy environment: Reconceptualizing human rights in the face of climate change. *Review of European, Comparative & International Environmental Law*, 31(1), 38-49.
- Fraser, Julie & Henderson, Laura. 2022. The human rights turn in climate change litigation and responsibilities of legal professionals. *Netherlands Quarterly of Human Rights*, 40(1), 3-11.
- Savaresi, Annalisa and Setzer, Joana. 2022. Right-based litigation in the

climate emergency: mapping the landscape and new knowledge frontiers. *Journal of Human Rights and the Environment*, 13(1), p. 7-34.

- ・ 芦部信喜、2007年『憲法 第四版』(岩波書店)
- ・ 一原雅子、2022年「国が国民を気候変動の脅威から保護するための適切な措置を講じる法的義務の肯否—*Urgenda Foundation v. State of the Netherlands* 最高裁判決評釈—」環境法政策学会誌第24号、19-21頁
- ・ 大塚直、2020年「気候訴訟に関する覚書」『持続可能な世界への法—Law and Sustainabilityの推進—』早稲田大学比較法研究所叢書48号、141-162頁
- ・ 島村健=杉田峻介=池田直樹=浅岡美恵=和田重太、2021年「日本における気候訴訟の法的論点—神戸石炭火力訴訟を例として—」神戸法学雑誌71巻2号1-88頁
- ・ 島村健、2022年「SDGsと気候訴訟」ジュリスト15661号、49-55頁
- ・ 福田健治、2018年「世界の気候変動訴訟の現状」岩波『世界』907号、131-6頁
- ・ 松田健児、2017年「*Juliana, et.al.*, 対 *United States of America, et.al.* 事件の一分析：気候変動の脅威に関連して健全な環境を享受する憲法上の権利の誕生？」創価法学46(2・3)号、145-77頁
- ・ 松田健児、2018年「*Juliana*. 対 *United States* 事件の事実審理の開始決定と今後—アメリカにおける気候変動訴訟の憲法訴訟化について—」創価法学48(2)号、39-56頁
(いちはら まさこ)

-
- ¹ 資源エネルギー庁ウェブサイト参照。以下、ウェブサイトはすべて2023年5月19日現在の情報である。
(https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyocop26_02.html)。
- ² 他の主な要因としては、国連高等弁務官事務所や国連人権理事会を始めとする関連国際機関が気候変動と人権を関連付ける国際文書を多数発出してきたことが挙げられる。後述5。(1)参照。
- ³ <http://climatecasechart.com/>。但し、必ずしも世界のすべての事例を網羅できているわけではない。実際、日本の気候変動訴訟が同データベースに登録されたのは提訴後かなり時間がたってからのことだった。
- ⁴ *Massachusetts v. EPA*, 549 U. S. 127 S. Ct. 1438 (2007).
- ⁵ 同判決に人権の側面が考慮されていると指摘するものとして、Posner, E. A. (2007). *Climate change and international human rights litigation: critical appraisal*. *University of Pennsylvania Law Review*, 155(6), 1925-1946.
- ⁶ *Native Village of Kivalina v. ExxonMobil Corp.*, 696 F.3d 849.9th Cir. (2012).
- ⁷ *ECLI:NL:REDHA:2015:7145*, *Rechtbank Den Haag*, C/09/456689/HA
- ⁸ 一例として、*O'Donnell v. Commonwealth of Australia* [2021] FCA 1223.
- ⁹ *Setzer & Higham 2022*によれば、欧米を中心に少なくとも既にすでに20件が提起されている。これらについて(1)企業と政府の取組み、(2)製品に関する責任、(3)気候変動対策に関する投資、の3類型に関して、誤解を誘導するようなコミュニケーションの当否が争われるものだと位置づけ位置付ける研究として、Benjamin L, Bhargava A, Franta B, Martínez Toral K, Setzer J, Tandon A (2022) *Climate-Washing Litigation: Legal Liability for Misleading Climate Communications*. Policy Briefing, The Climate Social Science Network. https://www.cssn.org/wp-content/uploads/2022/01/CSSN_Research-Report-2022-1-Climate-Washing-Litigation-Legal-Liability-for-MisleadingClimate-Communications.pdf 等。
- ¹⁰ 一例として、温室効果ガス排出税の合憲性が争われた *Fernando Castañeda Ibarra v. Government of Zacatecas* がある。https://climate-laws.org/geographies/mexico/litigation_cases/ruling-on-the-constitutionality-of-state-green-taxes-in-zacatecas
- ¹¹ 気候正義の観点からモラルハザードの問題に警鐘を鳴らすものとして、J. Samson et al, 2011. “Geographic disparities and moral hazards in the predicted impacts of climate change on human populations.” *Global Ecology and Biogeography* 20(4), p. 532-44. また、近時開発が進むイベント・アトリビューションの手法も、気候変動影響の人為性を理由に被告の責任を問う際の有効なツールとして用いられる。詳細なデータベースとして、<https://climateattribution.org/>

が参考になる。

- 12 詳しいデータを地図上へのプロット等などしてわかりやすく示すサイトとして、<https://climate-laws.org/#map-section> 等。
- 13 Savaresi and Setzer (2022)、13頁。
- 14 Savaresi and Setzer (2022)、14頁。
- 15 ここで中心的に扱われると表現する事件は、請求原因事実等を根拠づける法規が気候変動関連法規または気候変動に関する人権である場合である。他方、周辺的に扱われる事件は、それ以外のより広範ないし一般的な形態で気候変動関連の法政策に関する議論がなされる場合をいう。
- 16 国連ビジネスと人権に関する指導原則等の浸透がみられる。
- 17 訴訟の事例ではないが、具体的に訴訟で活用し得るような定量的評価を多く含む。
<https://chr.gov.ph/wp-content/uploads/2022/05/CHRP-NICC-Report-2022.pdf>
- 18 European Center for Constitutional and Human Rights, 'Case Report – Wind Farm in Mexico: French Energy Firm EDF Disregards Indigenous Rights' (October 2020) <https://www.ecchr.eu/fileadmin/Fallbeschreibungen/20201013_Case_report_EDF_EN.pdf
- 19 Quechan Tribe v US Dept. of Interior, 755 F. Supp. 2d 1104 (S.D. Cal. 2010).
- 20 Setzer and Highham (2022)、23頁。Just Transition に関する事件類型を、Non-climate aligned litigation と分類する。
- 21 Savaresi and Setzer (2022)、30頁。
- 22 これらのうち最後の事件を除く4件の事件に関する参考文献として、島村：2022。
- 23 この判決の評釈として、拙稿：2022。
- 24 この事件に関する評釈として、松田：2017、2018。
- 25 この事件のドキュメンタリー映画である Youth v. Gov (<https://www.youthgovfilm.com/>) に詳しい。
- 26 この点を含む将来世代による気候変動訴訟の活用に関する考察として、Parker：2022。
- 27 日本経済新聞、2021年5月28日記事等
(<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO72350320X20C21A5MM8000/>).
- 28 気候ネットワーク、2017年「シロクマ訴訟～シロクマ公害調停および裁判の経緯と結果～」
(<https://www.kiconet.org/wp/wp-content/uploads/2017/05/301622bfdb691b27786eb1a28716ee-1.pdf>).
- 29 東京地判平成26年9月10日、(東京高判平成27年6月11日)。
- 30 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/toudenkyokutyoukyuukaigi.html
- 31 これら4件の訴訟について、島村ほか：2021。
- 32 仙台地判令和2年10月28日。
- 33 仙台高判令和3年4月27日判時2510号14-26頁。
- 34 第28準備書面（令和3年9月28日）に詳しい。
<https://kobeclimatecase.jp/wp-content/uploads/2022/02/kobe-minji-junbisyomen28.pdf>
- 35 前掲脚注35、64頁。
- 36 民事執行法35条2項参照。
- 37 環境影響評価法の特別法である電気事業法46条の17が定める変更命令をしない旨の通知を指す。
- 38 大阪地判令和3年3月15日判タ1492号147-195頁。
- 39 訴状（令和元年5月27日）等。https://nocoal-tokyobay.net/wp-content/uploads/2019/05/yokosuka_complaint_20190527.pdf
- 40 第2準備書面（令和元年11月1日）等。<https://yokosukaclimatecase.jp/wp/wp-content/uploads/2019/12/jyunbisyomen2-1.pdf>
- 41 General Assembly Resolution 48/13 (Oct.18, 2021)(<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G21/289/50/PDF/G2128950.pdf?OpenElement>（2022年5月20日閲覧））。日本はこの文書の採択決議にあたり棄権をしている。
- 42 <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/N22/436/72/PDF/N2243672.pdf?OpenElement>
- 43 一例として、Cima, 2022。
- 44 Friends of the Irish Environment CLG v. the Government of Ireland に関する記述を含む特別報告書として、<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Environment/FriendsIrishEnvironment25Oct2018.pdf>
- 45 下記サイトより閲覧できる Fact Sheet43頁（Q8）。
https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/FSheet38_FAQ_HR_CC_EN.pdf
- 46 Frazer 2022等。
- 47 Setzer and Higham 2022、Savaresi and Setzer 2022、UNEP 2020等。

⁴⁸ オランダの Urgenda 事件や Milieudefensie 事件の報道に触発され、神戸製鋼石炭火力発電所増設等に係る訴訟の原告団と連携し、日本でも気候変動訴訟を適宜活用することを視野に入れて活動する「気候訴訟ジャパン」がある（インスタグラム：https://www.instagram.com/climatecase_japan/）。なお、神戸の訴訟における原告・弁護士らの協働により、訴訟についてわかりやすく説明した紹介動画（<https://kobeclimatecase.jp/blog/2022/08/24/info-event-2022-09-04/>）の作成等においても、彼らの協力を得ている。